

現場説明書

社会福祉法人セントラル

東和町地域密着型特別養護老人ホーム新築工事

発注者 社会福祉法人 セントラル
理事長 高橋 典克

設計監理 株式会社 渡辺設計事務所

1. 工事名称 東和町地域密着型特別養護老人ホーム新築工事
2. 工事場所 岩手県花巻市東和町土沢 8 区 205 番
3. 工事範囲 設計図書、工事概要説明書、質疑回答書に示す範囲。
※別途工事との取合い(給排水・電気配線等)については
本工事に含むものとし、監督員と打合せの事。
注：金抜き設計書の数量は、参考数量であり、設計変更
の対象となるものではありません。各社の積算にて見積
をお願い致します。
4. 工事概要 敷地面積 2,330.64 m²
延べ面積 1,546.39 m²
階 数 2 階建て
構 造 鉄骨造 在来工法
基 礎 直接基礎(地盤改良あり)
※上記の各電気設備・機械設備・外構工事一式
5. 注意事項 工事に際しては、①現場説明書、質問回答書 ②特記仕
様書 ③設計図 ④標準仕様書の順に優先するものとす
る。
6. 工事期間 契約締結日の翌日から 180 日間
7. 入札日時 競争入札公告書による。
8. 質疑応答 提出期限 令和 2 年 3 月 4 日 (水) 午後 5 時まで
回答期日 令和 2 年 3 月 6 日 (金) 午後 5 時
(入札参加社に FAX で回答)
提出及び回答
FAX にて受付・回答する。
FAX 019(652)3313
その他 質疑の有無に拘わらず提出して下さい。
(尚、質疑書の原本は、社印し入札時に提出するこ
と。)

9. 工事契約及び支払条件 入札心得による。
10. 工事現場常駐 現場代理人 1級建築士又は1級施工管理技士
監理技術者又は、主任技術者
建設業法第26条による有資格者を専任又は、常駐させること。
11. 施工計画
1. 工事に先立ち別紙配置図を参考に仮設計画図、配置図を作成し監督員の承諾を得ること。
 2. 工事の工程を十分検討の上、工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。
 3. 工事仮設電力、用水の確保は、工事請負業者が負担する。
 4. 各工事施工図は、事前に提出し、監督員の承認を得てから施工すること。尚、承認前に施工し、手直し工事等がある場合は、その施工業者の責任において全て行うこと。
 5. 障害物、埋設物等がある場合、これらの対処は監督員の指示により、施工業者の責任にて行うこと。
 6. 建設予定地が他の施設と近接していることから、火災予防はもとより環境保全に配慮し、工所用廃材及びゴミ等が飛散しないようにすること。又、現場周囲には仮囲い等を設け部外者が現場内に進入しないように配慮すること。
 7. 工所用重機等の油などが周辺水路へ流出しないように対処すること。
12. 事故防止 工事期間中、通行人、隣接建築物等に障害のないよう事故防止については万全の策を講じ、また、関係者は事前に打ち合わせを行い、進入路、資材置き場等に仮囲い等を設置し、第三者の立ち入り防止等の策を十分に講ずること。資材搬入時における下車誘導を実施すること。
13. 防火設備 仮設建物内に消火器を必要数常備すること。
14. 諸官公署 工事に関する諸官公署への手続き等は建築確認申請を除き全て、本工事請負業者の負担とする。
への手続き

15. 軽微な変更及び必要な工事
現場の取り合い、納まり等の理由による設計内容の変更がある場合は、監督員と協議、承認を得て施工する。但し、工事費の増減は一切認めない。設計図書に記載が無くても、当然必要な材料及び工事等は請負者負担で適切に処理すること。
16. 下請工事
本工事施工業者は工事着手前に、下請工事業者名簿及びメーカーリストを監督員に提出し、承諾を得ること。
17. 工程会議
工事工程会議を定期的を開催することを原則とし、工程表に基づき遅滞無きよう、充分協議し工事の進捗を計ること。尚、会議の記録は監督員の求めに応じ、提出できるよう常に整備しておくこと。
18. 火災保険
工事請負業者が費用を負担し、工事満了の日より一ヶ月長く期間を定め、保険金受領者を発注者として加入すること。契約解除については、発注者の了解を得てから行うこと。
19. 工事管理
建築、電気、機械、各工事の取り合いは常に業者間の連絡をとり、手戻り工事を生じないよう工事を完成させること。
20. 監督員事務室
打合せ会議室
監督員事務室及び定例打合せ等のできる広さの部屋を現場事務所に隣接して設置すること。規模、場所は打合せによる。
21. 建築確認
確認済み
22. 貸出図面
指名通知書に同封のとおりCD（PDF）により貸与する。
尚、必ず入札時に返納すること。（入札辞退の時は速やかに、入札辞退届を添えて返納すること。）